

海幕経第324号
令和5年4月20日

各 地 方 総 監
東京業務隊司令
第1術科学学校長 殿
補 給 本 部 長
艦船、航空補給処長

海上幕僚監部総務部長
(公 印 省 略)

海上自衛隊における一般競争入札の公告期間について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

添付書類：別 紙
写送付先：第4術科学学校長
各基地隊司令
各防備隊司令
父島基地分遣隊長
稚内基地分遣隊長
第24航空隊司令
各航空基地隊司令（硫黄島航空基地隊司令を除く。）
各基地分遣隊長
松前警備所長

文 書 管 理 情 報											
文 書 管 理 者：海幕経理課長 一元的な管理に： 責任を有する者： 分 類：契約—事務 作 成 年 月 日：2023. 4. 19 取 得 年 月 日： 保 存 期 間：5年 保存期間満了日：2029. 3. 31 本 紙 を 含 め：3枚 配 布 先： 箇所						開示	部分開示	不開示			
					作成時	○					
					区分：	1	2	3	4	5	6
					理由：						

海上自衛隊における一般競争入札の公告期間について

1 趣 旨

一般競争の公告期間を確保することは、参入者が入札の存在を認識する期間及び参入の可能性を検討する期間が確保され、競争性の拡大が期待できることから、可能な限り長期間とすることが望ましく、過去の防衛監察においても2週間以上の公告期間の確保が推奨されている。

他方で、部隊運用上の必要性から調達手続に係る期間を短縮する必要がある、長期間の公告期間が適時適切な調達実施の妨げとなる案件が生起している。また、一般的な規格であれば参入者の応札判断に長期の公告期間は必要ないと考えられる。さらに、継続的に調達している案件であれば参入者は頻繁に入札公告を確認していると考えられることもある。

したがって、適時適切な調達の実施に当たっては、調達の特性に応じた公告期間を設定する必要があることから、海上自衛隊における一般競争入札の公告期間に係る標準を示すものである。

2 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 公告期間

入札の公告を掲示又は掲載する期間をいう。

なお、この期間には、原則として土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を含めた日数を含めるものとする。

(2) 装備品等

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。

(3) 役 務

他人のために行う労務やサービス全般をいう。

(4) 政府調達

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達をいう。

3 対象公告

この通知において、対象とする公告は、海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）第17条1項及び第2項に規定する公告とする。ただし、政府調達及び建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（通知）（防整施第6919号。28.3.31）別紙第1第1項、第2第1項及び第3第1項に規定する対象工事に伴う公告は除く。

4 公告期間

公告期間は、可能な限り長期間を確保することを基本としつつ、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条及び第92条を踏まえ、調達の特性に応じ、入札期日の前日から起算して、次表のとおりとする。

なお、以下の2つ以上の区分に該当する場合は、最短の日数を設定することができるものとする。

区 分	公告期間
DSP、NDS等、防衛省及び海上自衛隊が独自に定めた仕様書や規格による装備品等又は役務の調達若しくは売払	14日以上
JIS、ISO、JAS等、一般的な規格による装備品等又は役務の調達若しくは売払	10日以上
四半期に1度以上の予定がある同一の調達又は売払	10日以上
再公告する調達又は売払	5日以上
急を要する調達	5日以上

5 その他

法令等の改正等により、この通知に規定するものと相違する規定があるときは、法令等を優先するものとする。